

J A 鈴鹿 「農業者所得向上・地域活性化」に向けた総合支援策  
 <<令和5年度>>

1. 営農振興基金による支援

A. 振興園芸事業

対象作物	①	白ネギ	
	②	加工用野菜（カボチャ、ハクサイ）、振興野菜（白ネギ、キャベツ、三重なばな、ニンニク、サトイモ）	
対象者	①	10a（1,000㎡）以上の新規取組（新規就農者、経営転換等）もしくは10a以上の規模拡大を行う方	
	②	5a（500㎡）以上の新規取組（新規就農者、経営転換者）もしくは5a以上の規模拡大を行う方	
対象経費	①	資材費 機械・設備	新規取組にかかる経費（播種器、ネギネット） 新規取組および規模拡大にかかる経費 （育苗ハウス、定植機、土寄せ機、収穫機、出荷調製機械・設備）
	②	資材費	新規取組および規模拡大にかかる経費（マルチ、不織布等）
助成内容	①	新規取組 規模拡大	上記の経費合計額の50%以内（限度額：100万円/経営体） 上記の経費のうち、機械・設備にかかる費用の50%以内（限度額：100万円/経営体）
	②	上記の経費	※ただし、拡大した面積1a（100㎡）あたり5,000円以内（限度額：10万円/経営体）

B. 施設園芸事業

対象作物	施設園芸作物		
対象者	1a（100㎡）以上の新規取組（新規就農者、経営転換等）		
対象経費	施設設備	新規取組にかかる経費（パイプハウス一式、灌水設備、加温設備等）	
	助成内容	上記の経費の50%以内（限度額：100万円/経営体）	

C. 多彩な野菜づくり応援事業

対象作物	園芸作物全般		
対象者	1a（100㎡）以上の規模拡大を行う方		
対象経費	種苗費	規模拡大にかかる経費	
	助成内容	上記の経費 ※ただし、拡大した面積1a（100㎡）あたり5,000円以内（限度額：5万円/経営体）	

D. その他事業

対象作物	当組合の審査会が適当と認めた作物		
対象者	10a（1,000㎡）以上の新規取組（新規就農者、経営転換等）もしくは10a以上の規模拡大を行う方		
対象経費	機械・設備	新規取組および規模拡大にかかる経費	
	助成内容	上記の経費の50%以内（限度額：100万円/経営体）	

- ※ Aの①・B・Dの各事業は、3年間の事業計画書を提出していただき、その計画が審査会によって適当であると認められた方が助成対象となります。
- ※ Aの②・Cの事業は、助成申請書を提出していただき、事業完了後に実績報告をしていただく方が助成の対象となります。
- ※ 助成対象経費のうち、機械・設備については100万円が上限となりますが、助成回数制限はありません。また、汎用性のある機械は助成対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 事業完了後3年間の事業実績が計画どおり進捗し、審査会で適当であると認められた方は、50万円を限度として再助成の対象となります。ただし、機械・設備の新規購入費用を対象とし、既存の機械・設備の更新費用は対象外となります。
- ※ 行政等からの補助金の交付を受けた方、または受ける予定がある方は対象外とします。

詳しくは営農指導課まで ☎ 059-384-1126

## 2. 地域・農業活性化に向けた新たな支援策

名 称	要 件	助成（支援）内容	お問い合わせ先
GAP認証取得支援	「JGAP」、「ASIAGAP」、「GLOBALG. A. P」のいずれかの認証を取得するために必要な費用を助成します。	① GAP認証の取得に係る審査費用の50%（上限20万円） ② ICTを活用した情報システムの利用費用の50%（上限5万円） ③ 残留農薬、土壌及び水質の分析・調査費用の50%（上限5万円） ※ 国・県等が実施する他の助成事業を受けるものは除きます。	営農指導課 ☎ 059-384-1126  農畜産課 ☎ 059-384-1163
獣害被害対策支援	〈防護柵〉 鈴鹿市・亀山市・四日市市から獣害被害対策に関する補助を受け、防護柵を設置された方。	〈防護柵〉 行政が行う補助事業の補助残の50%相当額または15万円のいずれか低い金額。ただし、行政から交付される補助金額の50%が上限となります。	営農指導課 ☎ 059-384-1126
農業関連免許等取得支援	農業経営を行うために必要な免許および資格の取得費用を助成します。	各種免許および資格の取得費用の50%（上限5万円） 《対象免許・資格》 大型特殊自動車（限定解除含む）・けん引自動車・フォークリフト・ボイラー技士・農業機械士・農業管理指導士・マルチローター技能認定など	農畜産課 ☎ 059-384-1163
農機格納点検整備料助成	コンバインまたは田植機の格納点検整備を受けた方を対象に助成します。	点検整備料の基本料金の20%	農機課 （整備センター） ☎ 059-379-5510
農業資金借入者への負担軽減措置	農業経営資金（借入金額100万円以上）を新規借入される方の金利の負担を軽減します。	借入当初3年間の借入金利を最大1%減免します。	融資課 （ローンセンター） ☎ 059-384-1115
高齢者健康支援	ふらっとほーむでの福祉活動に参加するボランティア会員	健康測定器具の無償貸与	生活福祉課 ☎ 059-384-1123

※助成金の総額には上限がありますので、多数の申請があった場合は、助成要件を満たしていてもご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

各支援事業の詳しい内容については、チラシ・募集要項等でご確認いただくか、担当窓口へお問合せ下さい。